

❖ 教職課程(2021年度入学者)

文化学部で中学校及び高等学校の教員を志望する人のために、以下に示す教職課程が設けられています。専攻の専門教育科目など卒業に要する単位を修得するとともに、教育職員免許法及び同施行規則に定められている免許状取得に必要な単位を修得した人は、教員免許状を取得できます。また、佛教大学又は聖徳大学の通信教育課程を併修することにより、小学校教諭免許状を取得することも可能です。ただし、計画的に履修しないと教育実習の履修資格を得られず、免許状授与の要件を満たすことができなくなりますので、注意してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

学科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
京都文化学科	社 会	地理歴史
国際文化学科	英 語	英 語

教職課程に関する相談

教職課程の履修相談及び教員免許状取得に関する質問等がある場合は、教職課程教育センターへ来室してください。

教職に関する資料

教職課程教育センターの書架に、教員採用試験問題集、中学校及び高等学校の教科書等を置いています(貸出可)。また、図書館の資格・就職コーナー、雑誌コーナーにも教職に関する資料(教科書は除く)があります。積極的に活用してください。

教職課程に関する掲示

教職課程に関する重要なお知らせは、電子掲示板POSTに掲出します。**必ず1日に1回は確認するようにしてください。**

2. 免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数

必要な基礎資格		学士の学位を有すること (学部の履修規定をよく読んで卒業要件単位数を満たすこと)	
必要な区分 (法定単位)		本学における最低修得単位数	
第6条の6に定める 教育職員の免許に 法施行規則	日本国憲法(2)	各免許状共通	2
	体 育(2)		3
	外 国 語 コミュニケーション(2)		2
	情報機器の操作(2)		2
教育の基礎的理解に 関する科目等 (中学校27) (高校23)	中学校	社 会	33
		英 語	33
高校	地理歴史	29	
	英 語	29	
教科及び教科の指導法に 関する科目 (中学校28) (高校24) *取得希望校種・教科ごとに 修得すること	中学校	社 会	28
		英 語	28
高校	地理歴史	24	
	英 語	24	
大学が独自に設定する科目 (中学校4) (高校12) *取得希望校種・教科ごとに 修得すること	中学校	社 会	0
		英 語	0
高校	地理歴史	6	
	英 語	6	

() 内に示す単位数は、教育職員免許法に定める単位数であり、本学では上記「本学における最低修得単位数」をすべて修得しなければ、卒業と同時に免許状を取得することはできません。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

3. 必要な区分の詳細

(1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

〔日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作〕

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開設授業科目等	
科目	単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数
日本国憲法	2	日本国憲法(2)	2単位 必修
体育	2	健康科学講義(2) 健康科学実習(1)	3単位 必修
外国語 コミュニケーション	2	基礎英語(コミュニケーション) I(1) 基礎英語(コミュニケーション) II(1) 基礎英語(コミュニケーション) III(1) 基礎英語(コミュニケーション) IV(1) 初級英語(コミュニケーション) I(1) 初級英語(コミュニケーション) II(1) 初級英語(コミュニケーション) III(1) 初級英語(コミュニケーション) IV(1) 中級英語(コミュニケーション) I(1) 中級英語(コミュニケーション) II(1) 中級英語(コミュニケーション) III(1) 中級英語(コミュニケーション) IV(1) 上級英語(プレゼンテーション) I(1) 上級英語(プレゼンテーション) II(1) 上級英語(ディスカッション) I(1) 上級英語(ディスカッション) II(1)	2単位 選択必修
情報機器の操作	2	ア データ・AIと社会 イ 情報処理実習(基礎)(1) 情報処理実習(中級)(1)	ア・イいずれか 2単位選択必修

注意事項

- 3年次末までに全科目区分で最低修得単位数を修得しなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することができません。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等			
教育の基礎的理解に関する科目等	単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		備考
	中学校	高校		中学校	高校	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原論(2) 教育人間学(2)	2単位 選択必修	3年次末までに修得すること
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			2単位 必修	3年次末までに修得すること	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			2単位 必修		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			選択		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			4単位 必修	3年次末までにいずれか1科目を修得すること	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			2単位 必修	3年次末までに修得すること(注2)	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			2単位 必修		
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育論(2)	2単位 必修	—
	総合的な学習の時間の指導法			2単位 必修		
	特別活動の指導法			2単位 必修		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			2単位 選択必修		
	生徒指導の理論及び方法			2単位 必修	3年次末までに修得すること	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			2単位 必修	3年次末までに修得すること	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			2単位 必修	3年次末までに修得すること	
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習事前指導(1)	1単位 必修	3年次末までに修得すること
				教育実習Ⅰ(4) 教育実習Ⅱ(2) 事後指導を含む	4単位 必修	2単位 必修
	教職実践演習	2	2	教職実践演習(中・高)(2)	2単位 必修	
最低修得単位数		27	23	合計	33	29

❖ 教職課程(2021年度入学者)

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
2. 中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習Ⅰ(4)」を履修しなければなりません。「教育実習Ⅰ(4)」を履修することで、高等学校教諭免許状取得に必要な単位に振り替えます。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校社会》			京都文化学科			
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	選択科目(単位数)	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	1単位以上	日本史概論(2) 東洋史概論(2) 西洋史概論(2)	6単位必修	日本史資料論Ⅰ(2) 日本史講読ⅠA(2) 日本史講読ⅠB(2) 京都の歴史(2) 京都文化論(2) 考古学入門(2) 考古学A(2) 考古学B(2) 日本食文化論(2) 京都の文化財(2)
		地理学 (地誌を含む。)	1単位以上	人文地理学概論(2) 自然地理学原論(2) 地誌学概論(2)	6単位必修	人文地理学特論(2) 京都の歴史地理(2) 京都文化特論Ⅵ(2)
		「法律学、政治学」	1単位以上	法律学概論(2)	2単位必修	文化政策論B(2)
		「社会学、経済学」	1単位以上	社会学概論A(2) 社会学概論B(2)	4単位必修	伝統産業論(2) おもてなし文化論(2) 花街文化論(2) 京都文化特論Ⅹ(2)
		「哲学、倫理学、宗教学」	1単位以上	宗教学概論(2)	2単位必修	仏教文化A(2) 仏教文化B(2) 日本思想(2) 京都の宗教(2) 京都文化特論Ⅳ(2)
		教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計				20
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		8単位以上	社会科教育法1・2(4) 社会科教育法3・4(4)	8単位必修		
合計		28	合計	28		

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」を履修することはできません。
- 「考古学入門(2)」は、文化学部専門教育科目を修得してください。共通教育科目の「考古学入門(2)」を修得しても、教員免許状取得に必要な単位として充当できません。
- 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、中学校社会で教育実習を行う場合、3年次末までに「社会科教育法1・2(4)」または「社会科教育法3・4(4)」のいずれかを修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」を履修することはできません。
- 2022年度から次の科目名が変更になりました。
「京都文化特論Ⅴ(2)」→「花街文化論(2)」

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《高校地理歴史》			京都文化学科		
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	日本史	日本史概論(2) 日本史資料論Ⅰ(2)	4単位 必修	
			日本史講読ⅠA(2) 日本史講読ⅠB(2) 京都の歴史(2) 京都文化論(2) 考古学入門(2) 考古学A(2) 考古学B(2) 日本食文化論(2)	選択必修	
		外国史	東洋史概論(2) 西洋史概論(2)	4単位 必修	
			ヨーロッパ文化論A(2) アジア文化論A(2)	選択必修	
		人文地理学・ 自然地理学	人文地理学概論(2) 自然地理学原論(2)	4単位 必修	
			人文地理学特論(2) 京都の歴史地理(2) 京都文化特論Ⅵ(2)	選択必修	
地誌	地誌学概論(2)	2単位 必修			
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計			20	各科目区分で指定された単位数以外に6単位選択必修	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		4単位 以上	地理歴史科教育法(4)		4単位 必修
合計		24	合計		24

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、高校地理歴史で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、高校地理歴史で教育実習を行う場合、3年次末までに「地理歴史科教育法(4)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「考古学入門(2)」は、文化学部専門教育科目を修得してください。共通教育科目の「考古学入門(2)」を修得しても、教員免許状取得に必要な単位として充当できません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位は、高校地理歴史の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 英語》				国際文化学科			
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		
		中学校	高校		中学校	高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	1単位以上		英語学概論A(2) 英語学概論B(2)	4単位 必修		
				英語学A(英語音声学・音韻論)Ⅰ(2) 英語学A(英語音声学・音韻論)Ⅱ(2) 英語学B(英語統語・意味論)Ⅰ(2) 英語学B(英語統語・意味論)Ⅱ(2)	選択		
	英語文学	1単位以上		英語文学論A(2) 英語文学論B(2) 英語文学論C(2)	2単位 選択必修		
				英語文学作品研究A(2) 英語文学作品研究B(2) 英語文学特論A(2) 英語文学特論B(2)	2単位 選択必修		
	英語コミュニケーション	1単位以上		アカデミック・ライティングA(1) アカデミック・ライティングB(1) アカデミック・リーディングA(1) アカデミック・リーディングB(1)	4単位 必修		
				インターメディアイト・リーディングA(1) インターメディアイト・リーディングB(1) インターメディアイト・コミュニケーションA(1) インターメディアイト・コミュニケーションB(1) インターメディアイト・コミュニケーションC(1) インターメディアイト・コミュニケーションD(1) ベーシック・スキルズA(1) ベーシック・スキルズB(1)	4単位 選択必修		
	異文化理解	1単位以上		文化学概論(2)	2単位 必修		
				歴史文化特論B(2) 英語言語文化論A(2) 英語言語文化論B(2)	2単位 選択必修		
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計					20	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		8単位以上	4単位以上	英語科教育法1(2) 英語科教育法2(2) 英語科教育法3(2) 英語科教育法4(2)	8単位 必修	4単位 必修 選択
合計		28	24	合計	28	24	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、3年次末までに「英語科教育法1(2)」及び「英語科教育法2(2)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「英語科教育法2(2)」は、「英語科教育法1(2)」修得者のみ履修できます。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当できません。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(4) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分等	単位数		本学における開設授業科目等			
	中学校	高校	免許状の 種類・教科	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
					中学校	高校
大学が独自に 設定する科目	4	12	高 校 全教科	道徳教育論(2)	—	2単位 必修
			中学校 高 校 全教科	学校インターンシップ(2) 教職ゼミナールⅠA(2) 教職ゼミナールⅠB(2) 教職ゼミナールⅡA(2) 教職ゼミナールⅡB(2) 教職ゼミナールⅢA(2) 学校経営と学校図書館(2) ※ 学校図書館メディアの構成(2) ※ 学習指導と学校図書館(2) ※ 読書と豊かな人間性(2) ※	選択	選択 必修
合 計	4	12	合 計		0	6

注意事項

- 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を、「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
- 中学校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
- 高校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で6単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」は、必修の「道徳教育論(2)」を含め6単位です。「大学が独自に設定する科目」の単位は、上表の選択必修科目を修得するか、他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。
- ※は司書教諭資格の取得に関する科目です。資格の詳細は文化学部の『履修要項』で確認してください。